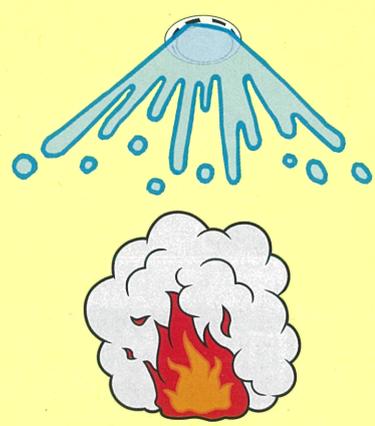


事業所関係者の皆様!!! 消防法令違反 していませんか?

消防法には、火災発生時、市民の方々の命を守るため、建物の面積、階数、用途、開口部の種類や大きさ、収容人員などによって消防設備の設置基準や防火管理などについて規制がかけられています。



建物の**増改築**や**用途変更**などにより、**知らない間に消防法令違反**となる場合がありますので、これらをお考えの方は、**必ず消防本部**への**事前相談**を行い、必要な届出をしてください。

詳しくは、**次ページへ!!!**

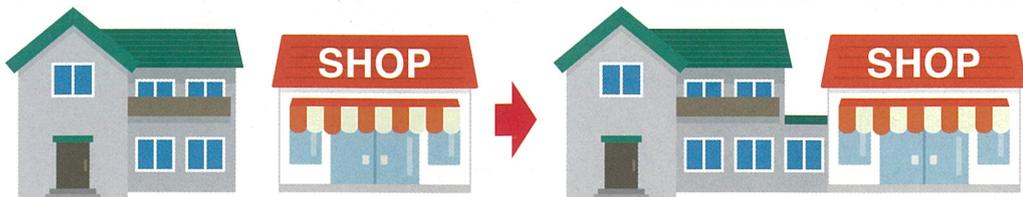


面積、階数が増加する場合

増築等は、面積、階数が増加する他にも、耐火構造からその他の構造となることで、消防設備の設置が必要となる場合があります。



建物と建物の間を、渡り廊下や庇で**接続**させようかな。
屋内を**増床**しようかな。

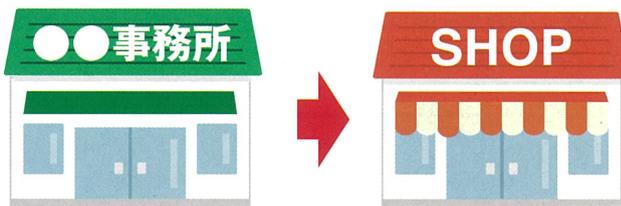


用途を変更する場合

飲食店、物品販売店、ホテル、社会福祉施設など、不特定多数の方や避難が困難な方が利用する用途を「**特定用途**」と言い、消防設備の設置基準が厳しくなります。

テナントや居抜き等で**新しいお店**を始めようかな。
作業所だったけど、**販売行為**を始めようかな。

※新しく事業所等を開始する際には、用途変更等に関わらず、事前に「**防火対象物使用開始届**」の提出が必要です。

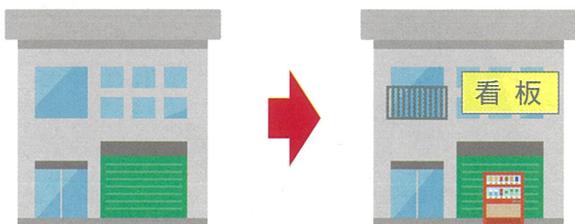


用途変更(例:事務所→物品販売)

「避難上又は消火活動上有効な開口部」が減少する場合(「無窓階」になる場合)

無窓階とは、「避難上又は消火活動上有効な開口部」の数や大きさが、階面積の30分の1以下である階を言い、消防設備の設置基準が厳しくなります。

窓に**格子**を設置したり、窓際に**大きな棚**などを置こうかな。
扉、窓、シャッターの種類を変えようかな。(電動のものにしようかな。)



無窓階

検索



多量火気設備や発電設備を設置する場合

多量火気設備や発電設備等を設置すると、**規格容量**や**設置場所等**によって、消防設備の設置や届出の提出が必要となる場合があります。



大型乾燥炉や大型厨房設備を設置しようかな。

収容人員が増員する場合

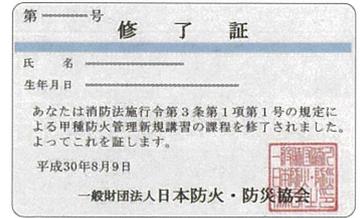


間仕切りを改修して、お客さんが入れるスペースを増やそうかな。従業員の人数を増やそうかな。

消防設備の他にも、「**防火管理者選任義務**」となる場合があります。

「防火管理者」は、**防火管理講習**を受講し、防火管理業務を行います。

(例)



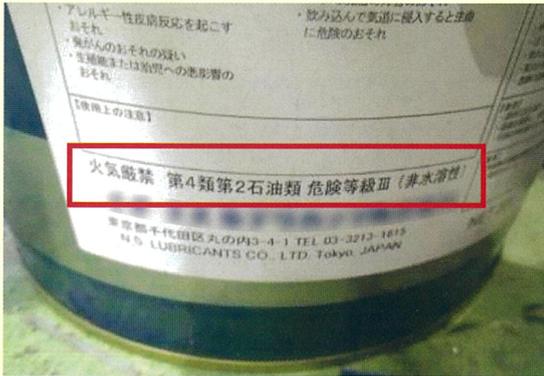
防火管理者

検索

消防設備や防火管理以外にも

危険物や避難経路について重要な規制があります！

危険物を取り扱ったり貯蔵する場合は、許可が必要となる場合があります！！



シンナー、塗料、ガソリン、灯油などを取り扱ったり貯蔵しようかな。



容器等に「種別」及び「品名」が記載されていますので、必ず確認してください。

危険物 指定数量

検索



無許可ではありませんか？
届出はされていますか？

危険物は、品名ごとに「**指定数量**」が定められており、**指定数量の5分の1**を超える段階で位置、構造、設備の規制や届出の提出が必要となります。また、指定数量以上の危険物を取り扱い又は貯蔵する場合は、**許可が必要**となります。

避難経路の障害物存置は重大な消防法令違反です！！



所有されている建物、営業されているビルの廊下、階段、避難口など避難上必要な施設を確認しましょう。

※危険物の無許可貯蔵や避難障害物存置の消防法令違反は、**即時命令**となる場合があります。

消防設備は、定期的に点検する義務があります!!

消防設備を適正に維持管理していくため、消防設備を点検し報告する義務があります！
お近くの消防設備業者に相談していただき、適正な点検及び報告をお願いします！



自動車の車検と同様に、消防設備にも定期的な点検が必要です。
点検時に不備があれば、早期に修理して、人命及び財産を守りましょう。

消防法令違反をしていたらどうなるの？

命令の公示とは？

命令を受けると建物に標識が設置されます！



消防職員による立入検査で、消防法による重大な違反を覚知した場合は、一般市民の方々へ情報提供するため、「違反对象物公表制度」や「命令の公示」を行う場合があります。

違反对象物公表制度とは？

消防法令に違反している建物を岡崎市消防本部のホームページで公表します！

岡崎市 違反对象物

検索

スマートフォンからは
こちらで検索もできます。



さいごに……

事業所関係者として、利用者や従業員の大切な命を守るため、
防火意識を高め、**消防法の遵守**に御協力をお願いします！

そのためにも、**増改築等を行う際には、知らない間に消防法令違反**とならないよう、**消防本部に事前の相談**をお願いします！



岡崎市消防本部予防課

〒444-0022 岡崎市朝日町3丁目4番地

☎ (0564) 21-9858